

平成 29 年度
八潮市外部評価報告書
(案)

平成 29 年 月
八潮市外部評価委員会

目 次

1.	八潮市外部評価の目的	1
2.	八潮市外部評価委員会の職務	1
3.	会議日程	1
4.	行政内部の行政評価	2
5.	外部評価対象事業の選定	8
	(1) 事務事業評価の選定	8
	①1次選定の基準	8
	②2次選定の基準	8
	(2) 年次事業評価の選定	9
	①年次事業評価の選定基準	9
6.	外部評価対象事業	10
7.	評価の流れ	11
	(1) 事務事業評価に対する外部評価	11
	(2) 年次事業評価に対する外部評価	11
	(3) 現地調査を伴う外部評価	12
	(4) 外部評価実施済み事業の再評価	12
8.	評価	13
	(1) 事務事業評価に対する評価	13
	①事業の評価に対する評価	13
	②総合評価に対する評価	14
	③今後の方向性について	15
	(2) 年次事業評価に対する評価	16
	①事業の評価に対する評価	16
	②総合評価に対する評価	17
9.	外部評価の結果（概要）	19
10.	外部評価の結果（個別）	23
	・八潮市民文化会館施設管理事業	27
	・防災行政無線管理事業	29
	・交通安全指導・教育事業	31
	・公園等整備事業	33
	・情報機器・ネットワーク管理事務	35
	・八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ	37
	・八潮市障がい者福祉施設わかくさ	41
	・八潮市障がい者福祉施設虹の家	44

・八潮市知的障害者生活サポートセンター	47
11. 全体に関する意見	51
資料編	
平成 29 年度事務事業評価シート	53
平成 29 年度年次事業評価シート	63
平成 23 年度八潮市行政評価における外部評価報告書（抜粋）	79
平成 29 年度外部評価シート	83
八潮市外部評価委員会委員名簿	87

1. 八潮市外部評価の目的

事業の実施主体である市が実施した事務事業評価及び年次事業評価¹について、外部評価委員が市民の立場に立って評価を行うことにより、事務事業評価及び年次事業評価の客観性・透明性を確保し、効率的かつ効果的な行政運営を推進することを目的とする。

2. 八潮市外部評価委員会の職務

八潮市外部評価委員会（以下、「本委員会」という。）の職務は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）別表に、次のとおり定められている。

八潮市附属機関設置条例 別表（第2条関係）

附属機関名	職務
八潮市外部評価委員会	市の事務事業評価及び八潮市公の施設 ² の指定管理者 ³ の指定の手續等に関する条例に基づく年次事業評価に関する事項を調査審議する。

3. 会議日程

平成29年度八潮市外部評価委員会の日時、場所及び主な内容は、表1のとおりである。

表1 平成29年度八潮市外部評価委員会の日程

回数	日時	場所	主な内容
第1回	平成29年10月10日(火) 13:30~16:00	八潮メセナ 会議室 (1・2)	・ 外部評価の概要説明 ・ 年次事業評価の評価方法 ・ 外部評価2事業 (事務事業評価2事業)【内1事業が現地視察】
第2回	平成29年10月24日(火) 13:30~16:10	市役所 第2応接室	・ 外部評価3事業 (事務事業評価3事業)【内1事業が再評価】
第3回	平成29年11月13日(月) 13:30~17:10	市役所別館 A会議室	・ 外部評価4事業 (年次事業評価4事業)
第4回	平成29年12月5日(火) 9:00~11:00	市役所 第2応接室	・ 外部評価の総括

1 年次事業評価

市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価するもの。また、公の施設の管理運営に関する事務事業の中で、指定管理者制度^{*}は、公の施設を管理運営する一つの手法であり、指定管理者の業務について市が評価した年次事業評価は、事務事業評価の基礎となる。

※指定管理者制度…公の施設の管理運営を指定管理者に委任し、民間委託事業者等のノウハウを生かした市民サービスの向上、経費の節減及び効率性の向上を図ることを目的とした制度。

2 公の施設

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的のために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設。

(例：社会教育施設《図書館、公民館等》・

社会福祉施設《老人福祉センター、保健センター、児童館等》等)

3 指定管理者

地方公共団体から公の施設の管理を任される団体^{*}(民間事業者、NPO法人など)

※団体であれば法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。

4. 行政内部の行政評価

市では、平成 28 年度に実施した 42 施策、388 事務事業を対象に、行政内部の行政評価として「施策評価」及び「事務事業評価」を実施した。また、指定管理者によって管理される 14 の施設について、年次事業評価を実施した。

施策評価の目的は、施策レベルで投入コストや成果（業績）を把握し、八潮市総合計画の進捗管理を行うことと、施策の現状、課題などを分析し、施策の展開方針を示すことである。

事務事業評価の目的は、市の実施する事務事業について評価することにより、事務事業の見直し、職員の意識改革、さらに市民への説明責任を果たすことと、総合的・計画的・効率的な行政運営を推進し、市民満足度の向上を図ることである。

年次事業評価の目的は、市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価することにより、指定管理者に対して、施設の適正な運営やサービスの向上を促すことである。

本委員会では、「事務事業評価」5 事業及び「年次事業評価」4 事業について評価を行った。

平成 29 年度（平成 28 年度実施事業）施策評価・事務事業評価及び年次事業評価の結果は、表 2、表 3 及び表 4 のとおりである。

表 2 平成 29 年度施策評価結果（平成 28 年度に実施した 42 施策）

評価項目	説明	評価内容	件数(件)	割合(%)※1
課題	目標達成のための課題	課題はほとんどない	5	9
		ある程度課題がある	43	77
		大きな課題がある	8	14
		計	56	100
総合評価	成果指標や事務事業評価結果を踏まえ進捗度を総合的に評価	順調	15	27
		概ね順調	37	66
		遅れ	4	7
		計	56	100
方向性	今後の施策の方向	現状のまま推進	33	59
		見直して推進	23	41
		大幅に見直して推進	0	0
		計	56	100
	「見直して推進」、「大幅に見直して推進」の 23 事業のうち	重点化	15	
		縮小	0	
		その他	8	

※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。

※2 施策に対し、複数の関係部署がある施策は、それぞれの部署が施策評価を行ったため、評価の合計が 42 にならない。

表 3 平成 29 年度事務事業評価結果（平成 28 年度に実施した 388 事務事業）

評価項目	説明	評価内容	件数	割合 (%) ※1
必要性	当該事務事業について市が関与する必要性	非常に高い	254	65
		高い	124	32
		ある程度認められる	10	3
		計	388	100
目標達成度	平成 28 年度の目標達成度	達成した (100%)	140	36
		概ね達成した (80%以上)	197	51
		達成できなかった (80%未満)	51	13
		計	388	100
実施内容・方法	成果向上やコスト削減のための見直しの余地	余地が大きい	6	2
		ある程度余地がある	299	77
		余地がない	83	21
		計	388	100
公平性	i. 受益者が一部に偏っているか	偏りがある	55	14
		やや偏りがある	90	23
		偏りがない	108	29
		非該当	135	35
		計	388	100
	ii. 受益者負担の見直しの余地※2	余地がある	78	31
		余地がない	55	22
		受益者負担がない	79	31
		非該当	41	16
		計	253	100
課題	評価時点で確認されている問題・課題	課題はほとんどない	48	12
		ある程度課題がある	299	77
		大きな課題がある	41	11
		計	388	100
総合評価	最終目標に対する進捗状況	順調	160	41
		概ね順調	196	51
		遅れ	29	7
		未選択※3	3	1
		計	388	100
今後の方向性	計画期間を通じての方向	現状のまま継続	283	73
		休止・廃止	2	1
		終了・完了	0	0
		見直して継続	99	26
		他事業と統合して継続	4	1
		計	388	100
	見直し方針:「見直して継続」、「他事業と統合して継続」の 103 事業のうち※4	重点化 (拡充)	63	
		手段を改善	30	
		効率・簡素化	11	
		その他	12	

- ※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても100%にならない場合がある。
- ※2 「i. 受益者が一部に偏っているか」の中で「非該当」と回答した場合は「ii. 受益者負担の見直しの余地」には回答しないため、合計が388事業にならない。
- ※3 平成28年度に事業を行わなかったため、評価対象外とした。
- ※4 見直し方針について複数回答した事業があるため、見直して継続及び他事業と統合して継続の合計である103事業にならない。

表 4 平成 29 年度年次事業評価結果（平成 28 年度に指定管理者が管理した 14 施設）

評価項目	説明	評価	件数	割合(%)
利用者満足度	利用者満足度は、毎年行われる利用者満足度調査から得られた評価を、表 5 の算出方法に従って、5 から 1 までの 5 段階で示したものを。	5	1	7
		4	13	93
		3	0	0
		2	0	0
		1	0	0
総合評価	年次事業評価の各項目の評価と、利用者満足度指数から、表 6 の評価基準に従って、S から D までの 5 段階で示したものを。	S	1	7
		A	13	93
		B	0	0
		C	0	0
		D	0	0

表 5 利用者満足度調査に係る利用者満足度指数の算出方法（この表は例です）

①「当施設の管理者に対する評価」を 5 段階で点数化する。

当施設の管理者に対する評価	人数(A)	点数(B)	計(A×B)
5. 非常に満足	30	5	150
4. 満足	10	4	40
3. どちらでもない	5	3	15
2. 不満	2	2	4
1. 非常に不満	1	1	1
計	① 48		② 210

②平均点数を算出する。（小数点第 3 位以下切り捨て）

平均点数（②÷①） 4.37

③平均点数から利用者満足度指数を決定する。

利用者満足度指数 4

平均点数	満足度指数
4.75～5.00	5
4.00～4.74	4
3.00～3.99	3
2.00～2.99	2
1.00～1.99	1

表 6 年次事業評価に係る総合評価の評価基準

総合評価	評価基準
S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている。	年次事業評価が全てAであり、利用者満足度指数が5ポイントである場合
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが2/3以上であり、利用者満足度指数が4ポイント以上である場合
B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2以上であり、利用者満足度指数が3ポイント以上である場合
C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して努力を要する。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2未満である。または、利用者満足度指数が2ポイントである場合
D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る。	年次事業評価にCがある。または、利用者満足度指数が1ポイントである場合

5. 外部評価対象事業の選定

(1) 事務事業評価の選定

本委員会では、市が実施する事務事業評価のうち、外部評価対象事業として、次の選定基準により 5 事業を決定した。

① 1 次選定の基準

企画経営課が、教育委員会（教育総務部・学校教育部）の実施する事務事業※（63 件）及び次の条件に該当する事務事業を除く 40 事業を決定する。

- ・ 国や県が主体となって実施する事務事業
- ・ 職員が対象となるなど、内部管理のみの事務事業
- ・ 平成 28 年度に予算または人件費のない事務事業
- ・ 積立金や償還金、利子等の支出もしくは他会計への繰出のみの事務事業
- ・ 経営資源の事業費・労務量が「削減」の事務事業
- ・ 前年度に外部評価対象となった担当課の事務事業（再評価対象事業を除く。）
- ・ 過去に外部評価を実施した事務事業（再評価対象事業を除く。）

② 2 次選定の基準

1 次選定された 40 事業の中から、外部評価委員が外部評価すべき事業を選定する。外部評価委員の選定結果を集計し、選定した 5 事業を外部評価対象事業とする。

※教育委員会の事業については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、教育に関し学識経験を有する者による「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を行っているため対象外とした。

(2) 年次事業評価の選定

①年次事業評価の選定基準

本委員会による評価は、次年度以降、指定管理者が施設の運営に反映できるよう、原則として指定期間内の2年目又は3年目における年次事業評価を対象とするが、評価対象施設数により、各年度の施設数に偏りがないように調整する。

指定管理者が管理する施設に対する年次事業評価について外部評価を行うスケジュール(予定)は表7のとおりである。

表7 指定管理者が管理する施設に対する評価年度スケジュール(予定)【全14施設】

番号	施設名	指定管理期間(太枠)と評価年度							
		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
1	八潮市立コミュニティセンター		評価					評価	
2	八潮市老人福祉センター寿楽荘		評価					評価	
3	八潮市老人福祉センターすえひろ荘		評価					評価	
4	八潮市高齢者福祉施設やしお苑		評価					評価	
5	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ	評価					評価		
6	八潮市障がい者福祉施設わかくさ	評価					評価		
7	八潮市障がい者福祉施設虹の家	評価					評価		
8	八潮市障がい者福祉施設やまびこ					評価			
9	八潮市知的障害者生活サポートセンター	評価					評価		
10	八潮市立はちじょうきた学童保育所					評価			
11	八潮市立ひまわり学童クラブ				評価				
12	八潮市立どんぐり学童クラブ				評価				
13	八潮市立八條図書館及び八條公民館			評価					評価
14	八潮市立おおぜ学童保育所			評価				評価	
	八潮市立駅前保育所※								
評価対象施設数		4	4	2	2	2	4	4	2

※八潮市立駅前保育所は、平成29年度から民営化したため、評価の対象外となった。

6. 外部評価対象事業

事務事業評価及び年次事業評価の選定基準に基づき、表 8 及び表 9 のとおり外部評価対象事業を決定した。

なお、「5. 情報機器・ネットワーク管理事務」については、平成 23 年度に外部評価を実施した事業であるが、再評価として外部評価を実施した。また、「1. 八潮市民文化会館施設管理事業」については現地調査の上、外部評価を実施した。

表 8 平成 29 年度八潮市外部評価対象 事務事業評価 一覧表

番号	施策の柱	事業名	担当課名
1	教育文化・コミュニティ	八潮市民文化会館施設管理事業	市民協働推進課
2	防災・防犯・消防・救急	防災行政無線管理事業	危機管理防災課
3	防災・防犯・消防・救急	交通安全指導・教育事業	交通防犯課
4	都市基盤・環境	公園等整備事業	公園みどり課
5	新公共経営	情報機器・ネットワーク管理事務	企画経営課 情報化推進担当

表 9 平成 29 年度八潮市外部評価対象 年次事業評価 一覧表

番号	施設名	担当課名
6	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ	障がい福祉課
7	八潮市障がい者福祉施設わかくさ	障がい福祉課
8	八潮市障がい者福祉施設虹の家	障がい福祉課
9	八潮市知的障害者生活サポートセンター	障がい福祉課

7. 評価の流れ

(1) 事務事業評価に対する外部評価

現地調査を伴わない外部評価は、事務事業評価シート（P51以降参照）等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

(2) 年次事業評価に対する外部評価

平成28年度から、指定管理者が管理する公の施設の管理・運営事業の評価にあたり、外部の有識者等の視点を導入することとした。

年次事業評価に対する外部評価は、年次事業評価シート（P61以降参照）等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、年次事業評価が適切に行われているか評価を行った。

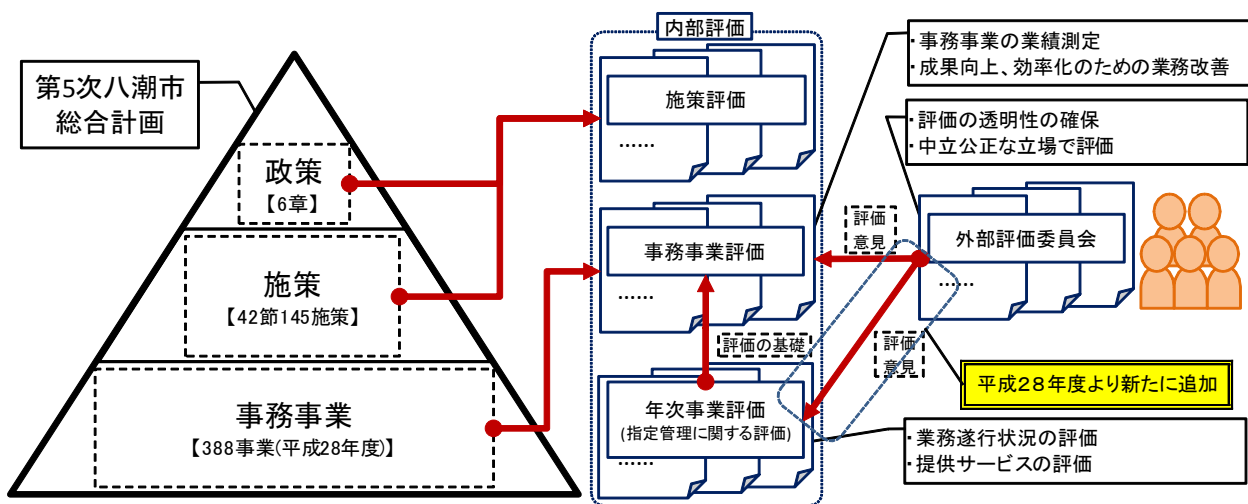


図1 外部評価と事務事業評価及び年次事業評価の関係(イメージ)

(3) 現地調査を伴う外部評価

平成 23 年度から、外部評価委員が施設や現地等を実際に確認し、評価を行う、現地調査を伴う外部評価を取り入れた。

現地調査を伴う外部評価として、はじめに施設や現場等の現地調査を行いながら、施設や現場等の概要の説明を受けた。

その後、評価シート等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、質疑応答を行い、評価が適切に行われているか評価を行った。

(4) 外部評価実施済み事業の再評価

平成 25 年度から、過去に外部評価を実施した事業について、外部評価により明確となった課題が改善され、適切に評価しているかを確認するため、評価実施済み事業を再評価することとした。

外部評価実施済みの事業の再評価は、事務事業評価シート及び当該事業における過去の外部評価結果等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果、課題の改善状況等の説明を受けた。

その後に質疑応答を行い、課題の改善状況等を踏まえ、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

8. 評価

(1) 事務事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した事務事業評価に対して、「必要性」「目標達成度」「実施内容・方法」「公平性」「総合評価」の項目毎に、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

なお、「今後の方向性」については、各外部評価委員の考えを示した。

①事業の評価に対する評価

事務事業評価シートや評価者である課長級職員等による事業内容、評価結果の説明に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「事業の評価」に掲げる各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表 10 「事務事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表 10 事務事業評価に対する評価基準

評価項目	評価の視点
必要性 (市が関与する必要性)	<ul style="list-style-type: none">・ 市民からの要望を的確に捉え評価しているか。・ 社会情勢の変化を的確に捉え評価しているか。・ 利用者や対象者の減少などを的確に捉え評価しているか。・ 市が事業を廃止・休止した場合の市民に与える影響を的確に捉え評価しているか。・ 市民の生活水準の維持・向上への寄与を的確に捉え評価しているか。
目標達成度 (平成28年度の目標達成度)	<ul style="list-style-type: none">・ 目的(目標)を的確に捉え評価しているか。・ 事業成果・効果を的確に判断し評価しているか。・ 市民満足度を的確に捉え評価しているか。・ 適切な指標を設定し、指標の達成度を的確に捉え評価しているか。
実施内容・方法 (成果向上・コスト削減のための見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none">・ 効率化の余地を的確に捉え評価しているか。・ 費用対効果を的確に捉え評価しているか。・ 事業の担い手や進め方等の見直しの余地を的確に捉え評価しているか。・ 進行状況を的確に捉え評価しているか。
公平性 (受益者負担の見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者(受益者)の偏りを的確に捉え評価しているか。・ 受益者負担の公平性を的確に捉え評価しているか。

②総合評価に対する評価

事務事業評価シート、評価者である課長級職員等による事業内容や評価結果の説明に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、「事業目的」、「事業の実施状況(見込み)」、「活動指標・成果指標」、「計画期間を通じての課題と対応策」を踏まえ、最終目標の達成に向けた進捗状況が適切に評価されているか、という視点から評価を行い、表 11「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が5点から1点までの5段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、「委員会の評価」に基づき、本委員会の評価とした。委員会の評価は、総合評価の集計結果を「25点から23点」をA、「22点から18点」をB、「17点から13点」をC、「12点から8点」をD、「7点から5点」をEとしたものである。

表 11 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5点	25 } 23
B:適切な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4点	22 } 18
C:概ね適切な評価	・市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3点	17 } 13
D:やや適切でない評価	・市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2点	12 } 8
E:適切でない評価	・市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1点	7 } 5

③今後の方向性について

各外部評価委員が、①事業の評価に対する評価等を考慮し、次の表 12 に掲げる区分に従い、「今後の方向性」を考察した。

表 12 今後の方向性

区分	説明
重点化（拡大）	平成28年度と比較して、事業を重点化（拡大）して実施する。
現状維持	平成28年度と比較して、事業を同規模で実施する。
縮小	平成28年度と比較して、事業を縮小して実施する。
休止・廃止	平成28年度の翌年度以降、事業を休止・廃止する。
その他	上記4区分以外の方向性を表す。

(2) 年次事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した年次事業評価に対して、「開館時間」「管理執行体制」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービスの向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他」「総合評価」の項目毎に、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

①事業の評価に対する評価

年次事業評価シートや評価者である課長級職員等による事業内容、評価結果の説明に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表 13 「年次事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表 13 年次事業評価に対する評価基準

年次事業評価の評価項目	市が実施した各項目についての評価の視点
開館時間	開館予定日、開館時間は守られているか
管理執行体制	業務遂行に必要な職員配置や業務の処理に適した執行体制、業務の処理過程におけるチェック機能が確保されているか等
個人情報の保護	個人情報が八潮市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱われているか、個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか
利用者への対応及びサービスの向上	事業計画に基づいた行事は行われているか、利用者アンケート等を実施し、自己分析や業務改善を行っているか等
利用許可業務	利用者の公平な選考を行っているか、利用料金は適正に設定され、徴収、減免の手続きは適正か等
施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理や保安管理は適正か、施設の改修・修繕は市との協議の上で行われているか等
経費の執行管理	経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか、資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか等
その他	業務の一括委託などは行われていないか、損害賠償保険に加入しているか

②総合評価に対する評価

年次事業評価シート、評価者である課長級職員等による事業内容や評価結果の説明に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、全ての評価内容や事業内容を的確に捉え評価しているか、事業の目的を的確に捉え評価しているか、事業の実施状況や進捗状況を的確に捉え評価しているか、各評価項目の評価と矛盾のない評価をしているか、課題や改善策についても具体的に検討の上で評価しているか、という視点から評価を行い、表 14「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が 5 点から 1 点までの 5 段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、「委員会の評価」に基づき、本委員会の評価とした。委員会の評価は、総合評価の集計結果を「25 点から 23 点」を A、「22 点から 18 点」を B、「17 点から 13 点」を C、「12 点から 8 点」を D、「7 点から 5 点」を E としたものである。

なお、今年度の年次事業評価に対する評価は 4 人で行ったため、委員会の評価は、総合評価の集計結果を「20 点から 19 点」を A、「18 点から 15 点」を B、「14 点から 11 点」を C、「10 点から 7 点」を D、「6 点から 4 点」を E とした。

表 14 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価	委員4人での評価※
A:最適な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5 点	25 23	20 19
B:適切な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4 点	22 18	18 15
C:概ね適切な評価	市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3 点	17 13	14 11
D:やや適切でない評価	市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2 点	12 8	10 7
E:適切でない評価	市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1 点	7 5	6 4

※第 3 回委員会は 1 名欠席であったため、委員会の評価は 20 点を満点として決定した。

9. 外部評価の結果（概要）

市が実施した事務事業評価、年次事業評価及び本委員会の評価は、表 15 及び表 16 のとおりである。

事務事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした 5 事業のうち、3 事業を「A：最適な評価」、2 事業を「B：適切な評価」とした。

なお、「①必要性」「②目標達成度」「③実施内容・方法」「④公平性」及び「⑥総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したものではなく、市が実施した「事務事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 15 事務事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

事業名		①必要性	②目標達成度	③実施内容・方法	
1	八潮市民文化会館施設管理事業	内部評価	A	B	余地がある
		外部評価	4.8	4.6	4.6
2	防災行政無線管理事業	内部評価	A	A	余地がある
		外部評価	5.0	4.6	4.4
3	交通安全指導・教育事業	内部評価	A	A	余地がある
		外部評価	4.8	4.4	4.6
4	公園等整備事業	内部評価	B	B	余地がある
		外部評価	4.0	4.2	4.0
5	情報機器・ネットワーク管理事務	内部評価	A	A	余地がある
		外部評価	5.0	4.6	4.2

※上段は市が実施した事務事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

④公平性	⑤課題	⑥総合評価	⑦今後の方向性
偏りがない 余地がある	大きな課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
4.4	—	B : 22 点	P. 28 (4) 参照
非該当 —	ある程度課題がある	☆☆☆ 順調	見直して継続 重点化(拡充)
5.0	—	A : 24 点	P. 30 (4) 参照
偏りがない 受益者負担がない	ある程度課題がある	☆☆☆ 順調	現状のまま継続
5.0	—	A : 23 点	P. 32 (4) 参照
偏りがない 受益者負担がない	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
4.4	—	B : 20 点	P. 34 (4) 参照
非該当 —	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
5.0	—	A : 23 点	P. 36 (4) 参照

年次事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした4事業のうち、3事業を「A：最適な評価」、1事業を「B：適切な評価」とした。

なお、「①開館時間」「②管理執行体制に関する事項」「③個人情報の保護」「④利用者への対応及びサービス等の向上」「⑤利用許可業務」「⑥施設設備及び物品の維持管理」「⑦経費の執行管理」「⑧その他の事項」及び「⑨総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したのではなく、市が実施した「年次事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 16 年次事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

施設名		① 開館 時間	②管理執行体制 に関する事項			③個人情 報の保護		④利用者への対応及 びサービス等の向上				⑤利用許可業務				
		開館 予定日、 時間	職 員 数	チ ェ ッ ク 機 能	法 令 遵 守	適 正 な 取 り 扱 い	マ ニ ュ ア ル の 作 成	行 事 の 実 行	自 己 分 析 、 業 務 改 善	ト ラ ブ ル 対 応	職 員 研 修	利 用 料 金 の 設 定	減 免 の 手 続 き	徴 収	公 平 な 選 考	
6	八潮市身体障害 者福祉センター やすらぎ	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—	A
	外部 評価	5.0	4.8			4.8		5.0				4.8				
7	八潮市障がい者 福祉施設わか く さ	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—	A
	外部 評価	5.0	4.8			4.8		5.0				5.0				
8	八潮市障がい者 福祉施設虹の家	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—	A
	外部 評価	5.0	4.8			4.8		4.8				5.0				
9	八潮市知的障害 者生活サポート センター	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—	A
	外部 評価	5.0	4.8			4.8		4.3				4.8				

※上段は市が実施した年次事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

⑥施設設備及び物品の維持管理						⑦経費の執行管理				⑧その他の事項		⑨総合評価
施設の維持管理	施設の改修・修繕	施設の保安管理	清掃業務	安全衛生管理	物品の管理	経費の効率化	経理の執行体制	適正な管理	経理規程等の整備	一括委託	賠償保険	
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						4.8				5.0		B:18点 P.38(2)参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						4.8				5.0		A:19点 P.42(2)参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						4.8				5.0		A:19点 P.45(2)参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						4.8				5.0		A:19点 P.48(2)参照

10. 外部評価の結果（個別）

本委員会では、市が実施した事務事業評価及び年次事業評価に対して外部評価を行い、委員会の評価を決定した。また、外部評価を行う過程において、事業の取り組みに対する意見もあったため、今後の事業を推進するために、参考とすべきものとして記載した。

なお、各事業の評価結果の構成については、表 17 及び表 18 のとおりである。

表 17 事務事業評価に対する外部評価の結果の構成

番号	1						
事業名	男女共同参画促進事業	担当課 人権・男女共同参画課					
事業目的	・男女があらゆる政策・方針決定過程の場へ平等な立場で参画することは、男女共同参画社会を実現するための基盤であることから、政策・方針決定過程への女性の参画を進める。 ・女性の参画意識の啓発、女性人材リストの充実に努め、政策・方針過程への女性の参画を進める。 ・女性リーダー育成のための情報提供を行う。 ・男女共同参画に関する事業を団体に委託し、実施する。 ・活動団体の交流を目的にグループ名簿を作成する。						
事業概要	・女性の参画意識の啓発、女性人材リストの充実に努め、政策・方針過程への女性の参画を進める。 ・女性リーダー育成のための情報提供を行う。 ・男女共同参画に関する事業を団体に委託し、実施する。 ・活動団体の交流を目的にグループ名簿を作成する。						
(3) 事務事業評価に対する主な意見	① 当該事業は、特に現在の日本の社会情勢において、強く求められている事業であるため、課題が増えることを予想した方がよいのではないか。 ② 当該事業の対象者を「全市民」とするならば、全市民の男女共同参画社会の促進に対するニーズを考慮し、必要性を判断してもよいのではないか。 ③ 「受益者」をどのように捉えるかが難しいことから、公平性の評価を「非該当」とする評価は一応、適切と思われる。しかし、審議会等へ女性の参画を積極的に図るために作成した女性人材リストに登録されている人を「受益者」と捉え、「登録」というサービスの機会が一部の市民に偏らないようにする、という視点があってもよいのではないか。 ④ 成果指標にある「審議会等への女性参画率」の平成 26 年度の目標数値を平成 25 年度の目標数値に 3% を加算して設定しているが、平成 26 年度の実績は平成 25 年度と変わらない。目標達成度の評価として「B（概ね達成できた（80%以上）」では、目標設定している意味がないのではないか。						
(1) 事業の評価に対する評価	必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、各外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。						
評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳（5 段階評価）				
			5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
① 必要性	非常に高い	4.5	2 人	2 人			
② 目標達成度	概ね達成できた	3.5		2 人	2 人		
③ 実施内容・方法	余地がある	4.0		4 人			
④ 公平性	非該当	3.8	1 人	2 人			1 人
	※委員会の評価（平均点）は小数点以下第 2 位を四捨五入している。						
(2) 総合評価に対する評価	担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）である「概ね順調」に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5 点が 1 人、4 点が 1 人、3 点が 2 人の合計 15 点となり、「B：適切な評価」であった。						
(4) 今後の方向性について	担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が多く、「重点化」「縮小」の意見もあった。このことから、現在の事業内容を維持しつつ、市民ニーズを捉えた事業内容についても検討してほしい。						
(5) 当該事業に対する主な意見	① 男女共同参画社会を促進することは、固定的性別役割分担の強い日本では、市民から多数の要望は出にくい側面もある反面、日本における女性の社会的地位の低さは、国際的には厳しい評価にさらされていると思われる。そのため、市が実施する当該事業は非常に重要であり、継続していくことが強く望まれる。 ② 女性の社会進出（特に仕事面における）は、これからの日本経済を支えていく上で、必要不可欠と考える。しかし、現実にはそれ程進んでいないため、市が率先して推進すべきである。 ③ 限られた予算の中で、男女共同参画に関する啓発活動を行うことは、大変ご苦労かと思う。「第 4 次八潮市男女共同参画プラン」を期待している。 ④ 市の女性職員の管理職登用について今後検討していくとの説明があったが、これも重要なことだと思う。 ⑤ 策定中の「第 4 次八潮市男女共同参画プラン」について、10 年の計画期間ではなく、5 年で見直しはらどうか。 ⑥ 今後の方向性として、縮小してもよいのではないか。今後、高齢化の進展等が予測される中で、身近な事業に予算を使ったほうがよいのではないか。						

【構成の説明】

- ①事業名や事業目的等を記載しており、事務事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 10「事務事業評価に対する評価基準」(P13)に基づき、必要性や目標達成度等の 4 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 11「総合評価に対する評価基準」(P14)に基づき、5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、5 人の外部評価委員の総合評価を集計し、「委員会の評価」に基づき、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 事務事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った事務事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 今後の方向性について」は、表 12「今後の方向性」(P15)に基づき、重点化や現状維持等の方向性について考察した結果を記載した。
- ⑥「(5) 当該事業に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 事務事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

表 18 年次事業評価に対する外部評価の結果の構成

番 号	6	指定管理	①
施設名	八潮市立ひまわり学童クラブ		担当課 保育課
設置の目的	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため。		
業務内容	(1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務 (2) 学童保育所の入所の承諾に関する業務 (3) 学童保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務		

(1) 事業の評価に対する評価

開館時間、管理執行体制に関する事項、個人情報の保護、利用者への対応及びサービス等の向上、利用許可業務、施設設備及び物品の維持管理、経費の執行管理及びその他の事項の評価項目について、外部評価委員が段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳(5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に関する事項	職員数	A	4.4	4人			1人	
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.6	4人		1人		
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応及びサービス等の向上	行事の実行	A	3.6	2人	2人	1人		
	日比分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務	利用料金の設定	A	4.6	4人		1人		
	減免の手続き	A						
	徴収	A						
	公平な運営	A						
⑥施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理	A	4.6	4人		1人		
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	3人	1人	1人		
	経理の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	4人		1人		
	賠償保険	A						

※委員会の評価(平均点)は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価である『A:「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である』に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5点3人、4点が1人、3点が1人の合計22点となり、『B:適切な評価』であった。

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 各評価項目の情報が明確で、しっかりと確認もされているため総合評価は妥当だと思う。しかし、利用者満足度調査のアンケート回収率が低いので、より正確な評価をするためにもアンケート方法の改善について検討を行うと良いのではないかと。
- ② 書類上の確認のみでなく、定期的に施設の状況を確認した上で評価した方が良いと思う。

(4) 当該事業に対する主な意見

- ① 当該施設は築30年を超え老朽化が進んでいるものの、改修等を実施するための確保が困難な状況との説明があった。施設を利用する子ども達のためにも、施設の老朽化に対して何か工夫をして欲しい。
- ② 施設の修繕等について、指定管理者による対応だけでは課題が多すぎである。市からの支援が必要だと思う。

【構成の説明】

- ①施設名や設置の目的等を記載しており、年次事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 13「年次事業評価に対する評価基準」(P16)に基づき、開館時間や管理執行体制等の 8 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 14「総合評価に対する評価基準」(P17)に基づき、5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、4 人^{*}の外部評価委員の総合評価を集計し、「委員会の評価」に基づき、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 年次事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った年次事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 当該事業に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 年次事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

※平成 29 年度第 3 回外部評価委員会は、1 名欠席のため、4 名で評価を行った。

番 号	1	現地調査	
事業名	八潮市民文化会館施設管理事業	担当課	市民協働推進課
事業目的	地域に根ざした文化活動を一層促進するため、各種文化施設の充実や有効利用、相互の連携を強化する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく適正な施設管理運営業務 ・中長期保全計画に基づく施設の修繕・改修工事の実施 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
①必要性	非常に高い	4.8	5人	1人			
②目標達成度	概ね達成できた	4.6	3人	2人			
③実施内容・方法	余地がある	4.6	3人	2人			
④公平性	偏りが無い 余地がある	4.8	4人	1人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）である「概ね順調」に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5点が3人、4点が1人、3点が1人の合計22点となり、「B：適切な評価」であった。

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 八潮メセナは、市民文化を振興させるための基盤となる施設であり、開館から20数年経った現在、市民にも根付いていることから、その維持に市が関与する必要性が「非常に高い」と思う。
- ② 文化施設は、道路や公園などのインフラに比し、プラスアルファのものであり、必要性の評価は絶対的に高く位置づけられるものではなく、市の方針や市民のニーズが、どの程度あるかによって変動する相対的なものと考えられる。
本施設についても、改修工事等で使用できなくなった時期に利用者が減少し、その後も同様に利用者が少ないのであれば、市民の必要性が「非常に高い」とまでとは言えないのではないか。

- ③ 成果指標が達成できなかった点について、老朽化のため十分に稼働できていないという現状を把握しており、問題意識があるのは良い。
成果指標には、利用件数よりも稼働率を示す方が分かりやすいと思う。具体的には、よく利用されている部屋の稼働率と、あまり利用されていない部屋の稼働率を示すとよいのではないか。
- ④ 老朽化への対応と普段の管理運営に多額の予算が使われており、その見直しを絶えず行う必要があるので、実施内容・方法について見直しの「余地がある」と思う。
- ⑤ 総合評価について「概ね順調」とする評価は、適切だと考えられる。事業目的には「地域に根ざした文化活動を一層促進するため、各種文化施設の充実や有効利用、相互の連携を強化する。」とあり、これは抽象的なため、「達成できた」ということを明確に示すことは難しいが、判断理由は事業目的と関連づけたものとするのが望ましい。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続【手段を改善】」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が多く、「重点化」もあった。このことから、今後の事業については、現在の事業内容を維持しながら、重点化についても検討して欲しい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 施設の老朽化に対する修繕等を行っているとのことであったが、照明等の設備も老朽化が進行している。予算の問題があると思うが、利用者の安全にも関わることなので、今後の課題の1つとして検討して欲しい。
- ② 今後、施設使用料の見直しをする際は、備品等の料金設定について、細分化し過ぎない方が良いのではないか。
- ③ 八潮メセナの備品の老朽化がひどいため、お客様を会議室に呼ぶ際に支障を来す場合がある。予算の制約があると思うが、備品の修繕についても検討していただきたい。
- ④ 施設の老朽化が課題となっているが、限られた予算の中で、その役割をしっかりと果たしていくためには、計画性と、効率化の徹底が必要であると思う。

番 号	2		
事業名	防災行政無線管理事業	担当課	危機管理防災課
事業目的	自然災害や緊急を要する事態に際して、防災行政無線を活用して市民に情報をいち早く提供することにより、被害等を最小限に抑える。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正常な機能を確保するために、管理運用規程に基づく点検及び修繕を実施する。 ・ 移動系、固定系防災行政無線の免許を更新する。 ・ 防災行政無線の子局は、整備してから25年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、整備計画を策定し、国の補助金を活用して、設備の更新及びデジタル化を進める。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
①必要性	非常に高い	5.0	5人				
②目標達成度	達成した	4.6	3人	2人			
③実施内容・方法	余地がある	4.4	2人	3人			
④公平性	非該当 —	5.0	5人				

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）である「順調」に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5点が4人、4点が1人の合計24点となり、「A：最適な評価」であった。

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 防災・防犯等の緊急を要する情報は、迅速に提供する必要があると、それを広く市民に伝えることができる防災行政無線の必要性において、「非常に高い」という評価は妥当である。
- ② 継続的な指標を示すことで、その経年変化から事業の実施状況を把握できるようになるため、何か指標を設定することが望ましい。
「定期点検等の計画・実施」や、「故障率や故障発生（把握）から修繕までの平均時間・日数」、「無線のデジタル化率」等を指標としてはどうか。
- ③ 実施内容・方法について、地域の建造物が増えることで、難聴地域が発生することがあり、そのような変化の把握が常に必要であることから見直しの「余地がある」とするのは良い。

- ④ 事業の受益者は、情報を得る全市民が対象であると考え、「偏りがない」といえる。また、難聴地域が発生した場合は、実質的にその地域住民が受益者から外れることになるため、「偏りがある」もしくは「やや偏りがある」といえる。今回の場合、「非該当」という評価ではなく、「偏りがない」という評価のほうが良いのではないかと。
- ⑤ 総合評価について、事業目的に示されている点については、国の助成金が出たこともあり、デジタル化が十分に進展したことから、「順調」といえ、その点は評価できる。しかし、活動指標・成果指標が示されていないことから、客観的にその実態を把握することが難しい。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「見直して継続【重点化（拡充）】」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が多く、「重点化」の意見もあった。このことから、現在の事業内容を維持しつつ、重点化についても検討して欲しい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 当該事業は、防災行政無線に限定した事業であるが、テレビ、ラジオ、固定電話、携帯電話、インターネット等の様々な情報端末を通じて緊急連絡をする制度を体系的に構築したうえで、防災行政無線を位置づけし、自然災害等について、市民に漏れなく周知して欲しい。
- ② 防災伝達の多重化について、防災行政無線とやしお 840 メールとの連動を検討していることについて説明があった。コストバランスが取れているのであれば、市民の安全をより確保するため、早急に対応したほうが良い。
- ③ 防災行政無線は、以前より大変聞き取りやすくなっている。更に聞き取りやすさの向上に努めて欲しい。

番 号	3		
事業名	交通安全指導・教育事業	担当課	交通防犯課
事業目的	交通安全教室や登下校時の立哨活動を通して交通安全に関する正しい知識を身につけさせて交通事故を未然に防止する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園及び保育所においては正しい道路の渡り方を、小学校及び中学校においては正しい自転車の乗り方を、高齢者施設においては交通ルールの再確認を中心に交通安全教室を実施する。 ・通学路の主要な交差点等において交通指導員が子どもたちの安全を確保するため立哨を行う。また、併せて交通指導を行う。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
①必要性	非常に高い	4.8	4人	1人			
②目標達成度	達成した	4.4	3人	1人	1人		
③実施内容・方法	余地がある	4.6	3人	2人			
④公平性	偏りが無い 受益者負担がない	5.0	5人				

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）である「順調」に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5点が3人、4点が2人の合計23点となり、「A：最適な評価」であった。

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、交通安全・事故防止については、警察も行っていることであり、また、学校教育の一環としても行われるべきことであり、市の独自の事業としては「非常に高い」ではなく、「高い」と考えられる。
しかし、八潮市自転車の安全な利用の促進に関する条例が制定され、その実施という観点からは、必要性は「非常に高い」といえる。
判断理由の「その他」に、その旨を記入すべきではないか。
- ② 当該事業を実施した結果、どのような改善が図られたかについての検証を行い、その検証結果を成果指標として設定した方が良いと思う。

- ③ 目標達成度について、事業の主要な内容は、交通安全教室の開催と、立哨や教室のサポートをしていただく交通指導員等の人員確保の二つだと考えられるが、交通安全教室開催数、参加者人数しか指標が示されていない。活動指標や成果指標に交通指導員等の確保に関する指標を設定すべきではないか。
この点を考慮すると、交通安全教室の実施状況は良い結果となっているが、交通指導員等の確保が難しいようであり、「概ね達成できた」に留まるのではないか。
- ④ 公平性の評価について、適切な自己評価と考えられるが、立哨の場所の選定、交通安全教室の実施状況によっては、受益者に偏りが出ることが考えられる。
- ⑤ 交通安全教室の充実と交通事故件数の減少の因果関係を示すことは難しいのではないか。
また、自転車事故が大幅に減少し、自転車による交通事故死傷者数埼玉県内ワースト1位を脱したとはいえ、なおワースト2位であることを考えれば、総合評価は「概ね順調」とすべきではないか。
- ⑥ 高齢者に対する交通安全教室の必要性や、交通指導員等の減少への対応などの課題も多く、順調とは言い切れない部分もあるため、総合評価は「概ね順調」とすべきではないか。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま推進」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が多く、「重点化」もあった。このことから、今後の事業については、現在の事業内容を維持しながら、重点化についても検討して欲しい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 交通指導員は、普段から児童と接する仕事であり、その選任には十分な配慮が必要であると考えられる（「八潮市交通指導員の設置及び運営に関する規則」所定の項目のチェックは必要だと考えられる）が、人員の確保と世代交代は急務だと考えられる。
- ② 自転車シミュレーターについて、もっと広く周知して欲しい。
- ③ 高齢者に対する交通安全教室の必要性や、ニーズの高まりを認識している一方で、その対応が出前講座の申請を受けるのみでは、受け身の姿勢でいるように感じた。小中学校においては、計画的に漏れなく実行されていることと比較すると、高齢者に対しても、もっと積極的に働きかけた方がより良い事業になると思う。

番 号	4		
事業名	公園等整備事業	担当課	公園みどり課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時は地域住民に親しまれる身近な公園・広場として、災害時にはオープンスペースとして活用できる公園・広場等の整備を進める。 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・中川河川敷包括占用区域の多目的広場について、国土交通省と協議を行いながら、スポーツレクリエーション機能を有する運動広場等の整備を進めていく。 ・土地区画整理事業等で用地確保した公園の整備を進めていく。なお、整備にあたっては、町会や地域住民とワークショップ等を行い、整備内容を決めていく。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
①必要性	高い	4.0		5人			
②目標達成度	概ね達成できた	4.2	1人	4人			
③実施内容・方法	余地がある	4.0	1人	3人	1人		
④公平性	偏りが無い 受益者負担がない	4.4	2人	3人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）である「概ね順調」に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5点が1人、4点が3人、3点が1人の合計20点となり、「B：適切な評価」であった。

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 公園は防災上の観点からも、また、営利目的での維持が困難であるという意味からも、市が関与する必要性が「非常に高い」と考えられる。既に、市民一人あたりの都市公園面積が十分に確保できているのであれば、必要性は「高い」との評価でも良いが、現状ではまだ十分とは言えないことから、「非常に高い」とすべきではないか。
- ② 目標達成度について、現在、2つの公園について計画があるのであれば、それらに関する活動指標を示した方が良い。その結果として、市民1人あたりの都市公園面積がどのように変化したのかを示すとよい。そうすることで、都市公園の面積の増加と人口増加について、どのような因果関係にあるか分かるようになるのではないかと。また、国との協議が難航することにより、目標達成が遅れることはあり得ることであり、そのことについて理由を示しているのは良い。

- ③ 大地震への備えが叫ばれる中、その一つとして公園等の公共スペースの重要性が高まっている。市の防災機能をより高める工夫が必要であるため、実施内容・方法は「余地がある」が妥当である。
- ④ 受益者は、公園利用者のことと考えられる。どの地域に住む市民にとっても同程度の使いやすさ（公園の設備・公園と自宅との距離など）などが一定程度確保されているならば、「偏りが無い」とするのは妥当である。事業目的に「身近な公園・広場」とある以上、「身近」にあるかどうか公平性の観点において判断した方が良いのではないかと。
- ⑤ 事業担当者は、できることをきちんとやっており、その意味で「概ね順調」とすることは理解できる。ただし、事業目的は、八潮市緑の基本計画にある、公園・広場等の整備の達成にあるものと考えられるが、その点が判断理由に示されていない。他の事業の進捗具合、公園用地の確保の困難さ、人口の伸び等、様々な要素に左右されるため、最終目標の達成が難しいように思われる。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が多く、「重点化」もあった。このことから、今後の事業については、現在の事業内容を維持しながら、重点化についても検討して欲しい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 幼児公園等について、砂場の衛生面も定期的に管理しているとのことであった。今後も、砂場や遊具等の管理について、安全を保って欲しい。
- ② 公園・広場等の整備のための用地の確保は難しいと思うが、住みよい環境を示す際の最も重要なポイントになり得る事業であり、土地区画整理事業を進める中で、十分な用地を確保して欲しい。
- ③ 災害時の避難場所に指定されている公園等については、草刈及びその後のごみ処理等についても気をつけていただきたい。

番 号	5	再評価	
事業名	情報機器・ネットワーク管理事務	担当課	企画経営課 情報化推進担当
事業目的	庁内共通のネットワーク及びシステムの円滑な運用、見直しによる更なる事務の効率化を目指すとともに、様々な情報を安全に運用できるようセキュリティレベルの高い環境を構築する。		
事業概要	庁内ネットワーク機器の維持管理、技術的なセキュリティ対策及び職員向け情報セキュリティ対策等（運用体制整備、研修、監査）を行う。		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
①必要性	非常に高い	5.0	5人				
②目標達成度	達成した	4.6	3人	2人			
③実施内容・方法	余地がある	4.2	1人	4人			
④公平性	非該当 —	5.0	5人				

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）である「概ね順調」に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5点が3人、4点が2人の合計23点となり、「A：最適な評価」であった。

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性が「非常に高い」という判断理由について、市民と直接接点のある事業ではないが、市の行政事務遂行において必要な環境整備であるとしたことは適切な評価といえる。
ネットワークやシステムは、技術の変化に対応しなければならないため、「当該事務事業が解決すべき課題が増えている。増えることが予想される」の項目についても該当するのではないか。
- ② 当該事業では、活動指標・成果指標が示されておらず、これらの指標を示すことが難しいものであることは理解できるが、前回（平成23年度）の外部評価でも同様の意見があり、工夫が必要だと思われる。
課題に対する対応策として挙げている、セキュリティの外部監査を実施すれば、それが指標として示せる。実施していない現段階においても、経済産業省が「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」や「情報セキュリティ管理基準」を策定しており、これらを参考にして、八潮市のセキュリティの状態を客観的に示し、それを指標としても良いように思う。

- ③ 実施内容・方法について、この事業は専門性が高いため、人事異動の多い市の職員に委ねるよりも専門の人に委託するなどした方が良く、そのことを把握できている点は良い。
技術の変化に応じて、事業内容が変化するものであることは、ここ数年の事業の実施状況の変化、予算の増大を見ても明らかであり、この点も判断理由の中で把握ができています。
- ④ 公平性について、当該事業は行政事務の効率化が基本であり、市民は間接的な受益者になるにすぎず、「非該当」との評価は妥当である。
- ⑤ 課題と対応策は示されているが、事業の外部委託もセキュリティ外部監査の実施も課題意識に留まっており、総合評価は「順調」とまではいえないことは理解できる。
現状で、できる限りのセキュリティ対策はとられているとのことであり、「概ね順調」とする評価は妥当である。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が多く、「重点化」もあった。このことから、今後の事業については、現在の事業内容を維持しながら、重点化についても検討して欲しい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 前回（平成 23 年）の外部評価の対象となった事業の内容は、ネットワーク化を図ることで、情報の共有化、事務の効率化を図ることにあった。これに対して、当該事業は、ネットワーク及びシステムの運用とセキュリティレベルの高い環境の構築となっている。事業の内容的には引き継いでいるものもあるが、異なる点（新たな事業内容）も多い。今後ともこの事業は肥大化する可能性があるが、外部委託が望ましいように思う。その上で、一次対応として技術専門家の常駐と、職員の情報教育にシフトするのが望ましい。ただし、外部に委託するときには、委託先のセキュリティ体制についてチェックが重要になる。
- ② 事業目的である「事務の効率化」が、どの程度進んでいるのかよく分からなかった。セキュリティ対策の説明が多かったが、事業目的には事務の効率化も掲げられているので、その点についての検証が必要なのではないかと思う。

番 号	6	指定管理	
施 設 名	八潮市身体障害者福祉センター やすらぎ	担 当 課	障がい福祉課
設置の目的	身体障害者の福祉の増進を図るため		
業務内容	(1) 次に掲げる事業に関する業務 ア 身体障害者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションの実施に関すること。 イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定する地域活動支援センターとして創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業の実施に関すること。 ウ 身体障害者関係福祉団体の支援に関すること。 エ ボランティアの養成に関すること。 オ その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。 (2) センターの利用の許可に関する業務 (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務		

(1) 事業の評価に対する評価

開館時間、管理執行体制に関する事項、個人情報保護、利用者への対応及びサービス等の向上、利用許可業務、施設設備及び物品の維持管理、経費の執行管理及びその他の事項の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	4人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	4.8	3人	1人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.8	3人	1人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	5.0	4人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務	利用料金の設定	—	4.8	3人	1人			
	減免の手続き	—						
	徴収	—						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	4人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	3人	1人			
	経理の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	4人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価である『A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である』に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5点3人、3点が1人の合計18点となり、「B：適切な評価」であった。

(3) 年次事業評価に対する主な意見

①～⑤の意見は、身体障害者福祉センターやすらぎ・障がい者福祉施設わかくさ・障がい者福祉施設虹の家・知的障害者生活サポートセンター共通の意見

⑥、⑦の意見は、身体障害者福祉センターやすらぎ・障がい者福祉施設わかくさ・障がい者福祉施設虹の家共通の意見

① 「②管理執行体制に関する事項」について、基本的には、指定管理者の側から提出される書類のチェックで評価しているようであり、その点はやむを得ない。ただ、現場で書類どおり、適切な管理が実施されているかを確認し、その確認方法と結果を示した方が良い。また、「確認結果」の中で、研修会等の開催と、研究会への参加率とは分けて把握・表示した方が良いのではないかと。

② 「③個人情報の保護」について、指定管理者である法人内部に規程を設けており、また、条例違反の有無を書類だけでなくヒアリングをして確認するのは良い。確認にあたっては、関係書類だけではなく、パソコン等に保存されているデータのセキュリティについても確認の対象とし、その旨を記載すべきではないだろうか。

③ 「⑥施設設備及び物品の維持管理」について、保守点検や修繕の状況を、関係書類だけでなく、現状を確認している点は良い。さらに、警備状況や安全衛生管理の状況も、現状を確認しているのは重要である。これらの現状を確認する際に、清掃業務等についても現状を確認し、記載した方が良い。

④ 「⑦経費の執行管理」について、経理規程が設けられており、それに基づいた体制の確保、帳簿等の具体的な記載などから評価する点は良い。こまめな消灯や空調切替について、数年分の光熱費代のグラフがあれば、確認結果の一つとして記載しても良いのではないかと。

⑤ 指定管理者に対するチェックは、関係書類の確認を第一義としつつも、実際の運用状況の確認のため、直接訪れて「現状を確認」することも重要である。アンケートへの記載や市への通報などによって問題を把握することも重要だが、そのような形で問題が出てくるのは、最終段階であり、好ましいことではない。不定期に「現状を確認」することで、予防的な効果を期待できるのではないかと考える。確認は形式的に行う必要はなく、市の職員が訪れた際に、「現状を確認」していることを示すようにしてはどうか。

⑥ 「①開館時間」について、指定管理者は、開館日について事前に市へ報告しており、また、開館日については、事後に確認しており、評価は妥当である。

⑦ 「④利用者への対応及びサービス等の向上」について、書類による確認となっているが、アンケート等は適切に実施されているようであり、市民の苦情等のトラブルも発生していないことから、適切に運用されていると思われ、評価は妥当である。

- ⑧ 「総合評価」について、当該施設の利用者は大きく減少しており、このことについて、「指定管理者自己評価及び業務改善に向けた分析」や「所管課所見」において、触れられていない。そのため、総合評価の市の評価基準どおり、「協定内容あるいは要求水準等に対して良好である」とは言い切れないと思う。ただし、指定管理者は問題意識を持って事業を行っているとの説明があったため、外部評価における総合評価は、B評価「概ね適切な評価」が適切であると思う。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

①の意見は、身体障害者福祉センターやすらぎ・障がい者福祉施設わかくさ・障がい者福祉施設虹の家・知的障害者生活サポートセンター共通の意見

- ① 「活動指標」や「成果指標」は、市の事務事業評価から引用したものが記載されている。市の事務事業評価の「計画・目標」に対して、「実績」が未到達である場合は、そのことについて、市の責任なのか、指定管理者の責任なのかが問題となり得るのではないかと。

番 号	7	指定管理	
施 設 名	八潮市障がい者福祉施設わかくさ	担 当 課	障がい福祉課
設置の目的	障がい者が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障がい者の福祉の増進を図る		
業務内容	(1) 障がい者福祉施設の利用の承認に関する業務 (2) 次に掲げる事業に関する業務 ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う事業 イ 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業 ウ 前2号に掲げるもののほか、障がい者福祉施設の設置の目的を達成するために必要な事業 (3) 障がい者福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務		

(1) 事業の評価に対する評価

開館時間、管理執行体制に関する事項、個人情報保護、利用者への対応及びサービス等の向上、利用許可業務、施設設備及び物品の維持管理、経費の執行管理及びその他の事項の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	4人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	4.8	3人	1人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.8	3人	1人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	5.0	4人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務	利用料金の設定	—	5.0	4人				
	減免の手続き	—						
	徴収	—						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	4人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安全管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	3人	1人			
	経理の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	4人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価である『A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である』に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5点3人、4点が1人の合計19点となり、「A：最適な評価」であった。

(3) 年次事業評価に対する主な意見

①の意見は、障がい者福祉施設わかくさ・障がい者福祉施設虹の家共通の意見

① 「⑤利用許可業務」について、利用料金を徴収していないことの確認が書類上なされており、評価は妥当である。

※他年次事業評価と共通の意見は、P39 に記載。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

①の意見は、障がい者福祉施設わかくさ・障がい者福祉施設虹の家共通の意見

① 事務事業評価では、「わかくさ」、「やまびこ」、「虹の家」の三つの施設が、同一事業として評価されているが、指定管理者は、特定非営利活動法人たらちね（「わかくさ」と「虹の家」）と社会福祉協議会（「やまびこ」）である。年次事業評価は、指定管理施設別に評価されているが、事務事業単位もしくは、指定管理者別の単位で、まとめて評価した方が良いのではないかと。

※他年次事業評価と共通の意見は、P40 に記載。

番 号	8	指定管理	
施 設 名	八潮市障がい者福祉施設虹の家	担 当 課	障がい福祉課
設置の目的	障がい者が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障がい者の福祉の増進を図る		
業務内容	(1) 障がい者福祉施設の利用の承認に関する業務 (2) 次に掲げる事業に関する業務 ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う事業 イ 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業 ウ 前2号に掲げるもののほか、障がい者福祉施設の設置の目的を達成するために必要な事業 (3) 障がい者福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務		

(1) 事業の評価に対する評価

開館時間、管理執行体制に関する事項、個人情報保護、利用者への対応及びサービス等の向上、利用許可業務、施設設備及び物品の維持管理、経費の執行管理及びその他の事項の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	4人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	4.8	3人	1人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.8	3人	1人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	4.8	3人	1人			
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務	利用料金の設定	—	5.0	4人				
	減免の手続き	—						
	徴収	—						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	4人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	3人	1人			
	経理の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	4人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価である『A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である』に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5点3人、4点が1人の合計19点となり、「A：最適な評価」であった。

(3) 年次事業評価に対する主な意見

※「八潮市障がい者福祉施設虹の家」の年次事業評価に対する主な意見は無し。
他年次事業評価と共通の意見は、P39、P43 に記載。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

※「八潮市障がい者福祉施設虹の家」の当該事業に対する主な意見・提案等は無し。
他年次事業評価と共通の意見は、P40、P43 に記載。

番 号	9	指定管理	
施 設 名	八潮市知的障害者生活サポートセンター	担 当 課	障がい福祉課
設置の目的	地域で生活する知的障害者及び知的障害児並びにその介護者の日常生活の支援、相談等を行うことにより、知的障害者等の自立及び社会参加の促進を図るとともに、その介護者の身体的及び精神的な負担を軽減する		
業務内容	(1) センターの利用の許可に関する業務 (2) 次に掲げる事業に関する業務 ア 知的障害者等の日常生活に関する相談に関すること。 イ 知的障害者等福祉関係団体の支援等に関すること。 ウ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。 (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務		

(1) 事業の評価に対する評価

開館時間、管理執行体制に関する事項、個人情報保護、利用者への対応及びサービス等の向上、利用許可業務、施設設備及び物品の維持管理、経費の執行管理及びその他の事項の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	4人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	4.8	3人	1人			
	チェック機能	B						
	法令遵守	B						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.8	3人	1人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	4.3	3人		1人		
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務	利用料金の設定	—	4.8	3人	1人			
	減免の手続き	—						
	徴収	—						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	4人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	3人	1人			
	経理の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	4人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価である『A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である』に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5点3人、4点が1人の合計19点となり、「A：最適な評価」であった。

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 「①開館時間」について、施設の開館日と異なり、実際に生活サポートセンターとしての事業を行った日数が確認結果として記載されており、評価方法と合致していないため分りにくくなっている。しかし、確認結果自体は適切であるため、評価は妥当である。
- ② 「④利用者への対応及びサービス」について、アンケートの回答数が6件と少なく、アンケート以外にも、利用者の声を拾うための工夫が必要だと思われる。現状、市民の苦情等のトラブルが発生していないことから、一応は適切に運用されていると思われる、評価は妥当である。
- ③ 「④利用者への対応及びサービス」について、当該事業の業務内容は、施設の管理のみであるとの説明があった。
しかし、アンケートの回答者は、一時預かりサービスや相談等も含めた評価として回答している可能性があるため、アンケートを配布する際に説明が必要だと思う。
- ④ 「総合評価」について、市が行う年次事業評価も、指定管理者が行う自己評価も、施設管理業務についてのみを評価対象としているのに対し、条例において定められているサポートセンターの設置目的、事業内容との間に乖離がある。しかし、実態としては、併設の虹の家と合わせて総合的に運用がなされていると説明があり、その上での評価は妥当である。
- ⑤ 施設管理のみを独立した事業として、指定管理者を設定する意義が十分に理解できなかった。指定管理者が異なる場合や、使用する施設・設備が異なるといった場合であれば、独立した事業として、別々に評価すべきである。これに対し、当該施設と八潮市障がい者福祉施設虹の家は、所管課、施設、指定管理者が同一であるため、別々ではなく、一体のものとして評価した方が良いのではないかと。

※他年次事業評価と共通の意見は、P39 に記載。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 担当課の説明では、指定管理業務としては、場を提供しているだけと言うスタンスと理解したが、指定管理者と預かり事業を行っている事業者は同一である。例えば、市の委託を受けた指定管理者が、利用内容を知って許可したサービスの中で事故があった場合、その責任の所在はどこにあるのか疑問に思った。八潮市知的障害者生活サポートセンター条例において、「介護者の身体的及び精神的な負担を軽減するため」設置され、その理念の中でこういった個別の事業も行われているのだから、市としてもっと積極的に関わることはできないのか。
- ② 活動指標「対象となる手帳等級者数（療育）」について、この指標では「市は対象となる手帳等級者数（療育）を平成28年度において187人から195人に増やす計画である。」と読めてしまうので、改めた方が良く思う。また、成果指標について、他の事業と合わせた指標としているが、事業の内容が異なり、この事業を評価する材料として不適當である。

※他年次事業評価と共通の意見は、P40 に記載。

11. 全体に関する意見

平成 29 年度の本委員会では、9 事業の評価を行い、行政評価全体についての意見を次のとおり提示した。今後、八潮市の行政評価制度の改善が図られ、一層、充実した制度となることを期待するものである。

意 見